



火災で被災された方へ

被災された皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

この手引きは、被災後の生活再建の一助となるよう、当面の諸手続きに関して、概略をまとめたものとなります。

全ての手続きについて網羅しているものではありませんが、各支援等を受ける際の参考としてお役立ていただければと存じます。

高 岡 市

目 次

1. 被災された方への各種支援

災害見舞金	3
救援物資支給	3
宿泊等支援	3
市営住宅等への一時入居	3
民間賃貸住宅の斡旋	3
ごみ・廃棄物の処理	3
生活福祉資金	3
勤労者小口資金融資制度	3
富山県勤労者生活資金融資制度	4
富山県交通遺児等激励金	4
り災証明書の発行	4

2. 各種書類等の（再）発行手続きについて

住所登録	4
マイナンバー	4
住民票	4
印鑑登録	4
健康保険証	4
基礎年金番号通知書	5
年金証書	5
障害者手帳	5
母子健康手帳	5
定期予防接種予診票、接種券	5
パスポート	5
運転免許証	5
通帳、キャッシュカード、クレジットカード、保険証等	5

3. 税・保険料・使用料の減免手続き等について

税・保険料などの減免	6
県税の減免	7
保育料の減免	7
就学援助制度	7
教科書無償給与	7
水道料の減免	7
納税相談	7

4. 公共サービス関係手続きについて

電話	7
ガス	7
電気	8
水道	8
郵便局	8

5. その他手続き等について

所得制限の特例措置	8
所得税の雑損控除	9
中小企業向け融資等	9
軽自動車廃止届	9
養護・特別養護老人ホーム等でのミドルステイ	9
図書館図書の取扱い	9

1. 被災された方への各種支援

項 目	内 容	問い合わせ
災害見舞金	火災や風水害等の自然災害により住家に被害を受けた場合に、その災害の程度に応じて災害見舞金を支給します。	社会福祉課 (民生・総務係) TEL：20-1366 【庁舎1階⑫番】
救援物資支給	被害の程度により、日本赤十字社から救援物資（毛布、タオル、日用品セット等）が支給されます。	
宿泊等支援	市が指定する宿泊施設を提供、または公民館等の一時避難先における貸布団の提供のいずれかにより、2泊まで宿泊を支援します。	
市営住宅等への一時入居	火災により住宅に被害を受け住宅を確保することが困難と認められる場合、原則6ヶ月の間、使用料を免除した上で提供します（ただし、退去時には修繕費（清掃費等）が掛かります。）。	建築政策課 (市営住宅係) TEL：20-1403 【庁舎6階】
民間賃貸住宅の斡旋	火災により住宅に被害を受けた場合に、民間賃貸住宅の情報提供や仲介協力等の支援を行います。	富山県宅地建物取引業協会高岡支部 TEL：25-0021
ごみ・廃棄物の処理	火災で生じた一般廃棄物処理手数料を減免します。ただし、市で処分できないもの、産業廃棄物に区分されるものは搬入不可。搬入前に、り災者並びに運搬業者へ説明を行いますので、事前にお問合せください。 ※ 焼残物の片付けは、保険会社へ事前に承認を得てから行ってください。保険金の支払いに影響が出る場合があります。	環境政策課 TEL：22-2144 【長慶寺640】
生活福祉資金【融資】	災害を受けたことにより臨時に必要な経費や緊急かつ一時的に世家の維持が困難となった場合に資金の貸付を行います。	高岡市 社会福祉協議会 TEL：23-2917
勤労者小口資金融資制度【融資】	勤労している方を対象に、日常生活に必要な小口資金の融資を行います。	商業雇用課 TEL：20-1297 【御旅屋セリオ】 北陸労働金庫 高岡支店 TEL：21-1323

富山県勤労者生活資金融資制度【融資】	県内に1年以上お住まいで、離職中であり、現在求職活動をしている方を対象に、離職中の生活資金や求職活動に必要な資金の融資を行います	富山県労働政策課 TEL：076-444-3256
富山県交通遺児等激励金	交通事故又は災害等により、父母等を失った遺児に激励金の支給を行います。	市民生活課 TEL：20-1342 【庁舎7階】
り災証明書の発行	火災保険金の請求や税金の減免等の各種手続の際に、り災証明書の提出が必要となります。 り災証明書の発行については、被災所在地を管轄する消防署にお問い合わせください。 (交付手数料：300円)	高岡消防署 TEL：22-0119 伏木消防署 TEL：44-1122 戸出消防署 TEL：63-0045 福岡消防署 TEL：64-3305

2. 各種書類等の（再）発行手続き等について

項 目	内 容	問い合わせ
住所変更	住家を変更し、長期間居住する場合は、住民票の異動をする必要があります。	市民課 (住民記録係) TEL：20-1337 【庁舎1階⑥番】
マイナンバー (個人番号)	り災証明書と本人確認書類の提示により、マイナンバーカードの再発行の手続きを行います。 (再交付手数料：1,000円)	
住民票	住民登録している住所を証明する住民票の写しを発行する手続きを行います。 (交付手数料：300円)	市民課 (市民係) TEL：20-1338 住民票 【庁舎1階⑦番】 印鑑登録 【庁舎1階⑥番】
印鑑登録	印鑑登録証、実印のいずれかを紛失または焼失した場合、それまでの印鑑登録の廃止手続きをし、改めて印鑑を登録することになります。 (再登録料：300円)	
健康保険証	○国民健康保険被保険者証 ○後期高齢者医療保険被保険者証 本人確認書類（運転免許証、写真付きの身分証明書など）の提示により再発行します。破損、汚損の場合はその保険証をご持参ください。 ○社会保険・共済保険 勤務先の担当者にお問い合わせください。	保険年金課 (国保資格・賦課係) TEL：20-1357 【庁舎1階②番】 (後期高齢者医療・年金係) TEL：20-1481 【庁舎1階③番】

基礎年金番号 通知書	○国民年金（第1号被保険者） 本人確認書類の提示により、再交付の申請を受け付けます。後日、日本年金機構から本人へ通知書が送付されます。 ○国民年金（第2号・第3号被保険者） 勤務先（第3号は配偶者の勤務先）を通じて再交付手続きを行ってください。	保険年金課（後期高齢者医療・年金係） TEL：20-1362 【庁舎1階④番】 高岡年金事務所 TEL：0766-21-4180
年金証書	年金証書は、年金の受給資格を満たした人が請求手続を行った際に、年金を受給する権利の証明として交付されるものです。再交付を受ける場合、再交付申請書を年金事務所に提出してください。	高岡年金事務所 TEL：0766-21-4180
障害者手帳	紛失、破損した場合は再交付の手続きができます。手続きに必要なものについては、事前にお問い合わせください。	社会福祉課 （障害福祉係） TEL：20-1369 【庁舎1階⑪番】
母子健康手帳	本人確認書類の提示により母子健康手帳の再交付を行います。	健康増進課 （母子保健係） TEL：20-1344 【本丸町7-25】
定期予防接種 予診票、 接種券	母子健康手帳または本人確認書類の提示により、予防接種予診票及び接種券の再交付を行います。	健康増進課 （予防接種係） TEL：20-1349 【本丸町7-25】
パスポート	有効な旅券を紛失・焼失した方は、別途手続きが必要となり、通常より旅券の発行に日数がかかります。 ※ 詳細は旅券センターへお問い合わせください。	富山県旅券センター TEL：076-445-4581 高岡旅券センター TEL：27-1855
運転免許証	①保険証、住民票等の本人確認書類 ②縦3cm×横2.4cmの6ヶ月以内に撮影した写真 ③手数料 3,500円 詳細は警察署または運転教育センターにお問い合わせください。	高岡警察署 TEL：23-0110 富山県運転教育センター TEL：076-441-2211
通帳、キャッシュカード、 クレジットカード、 保険証(生命保険、損害保険)等	ご加入の金融機関、カード会社、保険会社（または取扱代理店）にお問い合わせください。	

3. 税・保険料・使用料の減免手続き等について

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、税金の徴収猶予や減額、免除等を受けられる場合があります。

項 目	内 容	問い合わせ
税・保険料 などの減免	○個人市・県民税 1月1日現在で高岡市に住所がある人に対し、前年の所得に基づき課される税	市民税課 (個人市民税第一係) TEL：20-1257 【庁舎2階①②番】
	○固定資産税 1月1日現在の固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者に対し、その資産価格をもとに課せられる税 ※ 納付期限を過ぎたもの及び前納したものは減免対象外	資産税課（家屋係） TEL：20-1274 【庁舎2階⑫番】
	○国民年金保険料（第1号被保険者に限る） 20歳以上60歳未満の被保険者が納付する保険料	保険年金課（後期高齢者医療・年金係） TEL：20-1362 【庁舎1階④番】 高岡年金事務所 TEL：0766-21-4180
	○国民健康保険税 病気やケガ等の医療費給付に係る保険税	保険年金課 (国保資格・賦課係) TEL：20-1357 【庁舎1階②番】
	○国民健康保険一部負担金 医療機関受診の際に窓口で支払う一部負担金	(国保給付・健診係) TEL：20-1361 【庁舎1階②番】
	○後期高齢者医療保険料 75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障害があると認定を受けた方が納付する保険料	保険年金課（後期高齢者医療・年金係） TEL：20-1481 【庁舎1階③番】
	○後期高齢者医療一部負担金 医療機関受診の際に窓口で支払う一部負担金	富山県後期高齢者医療広域連合 事業課 TEL：076-465-7503
	○介護保険料 4月1日現在で高岡市に住所がある65歳以上の第1号被保険者に対し、前年の世帯の所得状況に基づき課される保険料	高齢介護課 (資格・給付係) TEL：20-1375 【庁舎2階⑨番】

県税の減免	個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税について、減免される場合があります。	富山県総合県税事務所 (個人事業税) TEL : 076-444-4506 (不動産取得税) TEL : 076-444-4629 (自動車税) TEL : 076-424-9211
保育料の減免	災害等の理由により、所得に著しい変動が生じ、保育料の納入が困難と認められる場合、保育料の減免が受けられます。	子ども・子育て課 (入園・給付係) TEL : 20-1377 【庁舎 1 階⑨番】
就学援助制度	災害により市・県民税の減免が認められる場合、小・中・義務教育学校の児童生徒の学用品費や給食費等の支給を行います。	教育委員会 学校教育課(指導係) TEL : 20-1451 【庁舎 5 階】
教科書 無償給与	小・中・義務教育学校に在籍する児童生徒に対して教科書の無償給与を行います (※ ただし、災害救助法が適用された場合のみ)	
水道料金の減免	災害やその他特別な事情が生じた場合に水道使用量が減免される場合があります	上下水道局 水道料金センター TEL : 20-1616 【上下水道局庁舎 営業課】
納税相談	市税等を一時に納付することが困難な理由がある場合には、分割納付や納税猶予制度が適用される場合があります。	納税課 (収納・納税奨励係) TEL : 20-1277 【庁舎 2 階⑤番】

4. 公共サービス関係手続きについて

項 目	内 容	問い合わせ
電話	火災にあった旨を伝え、必要な手続きの詳細についてお問い合わせください。	N T T 電話 113 携帯電話は 0120-444-113
ガス	消防署に通報があった火災については、通常、消防署からガス会社に連絡が入りますが、念のためガス会社にご確認ください。ガス会社が、メーターを外すなど閉栓処置を行います。 ※ プロパンガスは、取扱業者にお問い合わせください	高岡ガス TEL : 22-0709

電気	ご利用の電力会社にご連絡ください。 電気配線の修理・補修が必要な場合は、電気工事業者に依頼してください。	
水道	火災現場の後処理が終わりましたら、給水閉栓の手続きをしてください。	上下水道局 水道料金センター TEL：20-1616 【上下水道局庁舎 営業課】
郵便局	最寄りの郵便局で転居届に新旧住所などを記入して提出すると、旧住所宛の郵便物は1年間新住所に転送されます。被災建物の復旧後、旧住所に戻る場合は、再度転居届の手続きが必要です。	

5. その他手続き等について

項 目	内 容	問い合わせ
所得制限の特例措置	○特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当 ○特別児童扶養手当、児童扶養手当 上記について、災害等により、住宅・家財等の価格の概ね1/2以上の損害を受けられた方は、その損害を受けた月から翌年7月(児童扶養手当は翌年10月)までに支給される手当については、所得による支給制限を受けません。 ※ 翌年に損害を受けた年の所得が所得制限限度額以上であるとわかったときは、特例で支給された手当を返還する必要があります。	社会福祉課 (障害福祉係) TEL：20-1369 【庁舎1階⑪番】 子ども・子育て課 (家庭支援係) TEL：20-1381 【庁舎1階⑩番】
	○ひとり親家庭等医療費助成の特例措置 ひとり親家庭の父若しくは母、又は養育者で風水害等の災害により、住宅・家財等の被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格の概ね1/2以上の損害を受けられた方は、所得が限度額を超えていても損害を受けた翌年の9月30日まで医療費助成を受けることができます。	子ども・子育て課 (家庭支援係) TEL：20-1381 【庁舎1階⑩番】

所得税の 雑損控除	災害等による損失が生じたとき、損失した金額と保険金によって補填された金額の間に差が生じた場合、所得税の雑損控除として確定申告すると税金が戻る場合があります。	高岡税務署 TEL：21-2501
中小企業向け 融資等	○中小企業融資制度 災害により、経営の安定に支障が生じている中小企業の方の円滑な資金繰りを支援する。	産業企画課 (総務・金融係) TEL：20-1286 【庁舎4階】
	○農業近代化資金利子助成 被災した農業機械類の復旧に係る経費を借りるにあたり、融資額に係る金利の一部補助を行う。 (金利が1%を超えた部分について、県と市で1/2ずつ助成。)	農業水産課(農政係) TEL：20-1308 【庁舎4階】
軽自動車 廃車届	軽自動車が被災し使用不能となった場合、廃車届の提出が必要となります。届出がされない場合、賦課期日4月1日現在の納税義務者として、軽自動車税が課税されます。 四輪軽自動車： 軽自動車検査協会富山事務所 126 cc以上の二輪バイク： 北陸信越運輸局富山支局	市民税課 (法人市民税・諸税係) TEL：20-1263 【庁舎2階③番】 軽自動車検査協会 富山事務所 TEL:050-3816-1852 北陸信越運輸局 富山支局 TEL:050-5540-2044
養護・特別養 護老人ホーム等 でのミッドステイ	被災により中期にわたり在宅での生活が困難な場合、特別養護老人ホーム等に一時的に入所できます	高齢介護課 (地域包括ケア推進係) TEL：20-1165 【庁舎2階⑩番】
図書館図書 の取扱い	災害等により図書館の図書等を損傷又は滅失した時、賠償の免除を受けられる場合があります	高岡市立中央図書館 TEL：20-1566

This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It consists of multiple sets of three horizontal dashed lines, providing a guide for letter height and placement. The lines are evenly spaced across the entire page, leaving ample room for writing practice. There is no text or other markings on the page.



高岡市役所総務部危機管理課
令和5年2月作成

